TAX JUSTICE

「公正な税制を求める市民連絡会」会報

タックス・ジャスティス

発行：公正な税制を求める市民連絡会

［事務局連絡先］〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

公正な税制を求める市民連絡会 検索

HP http://tax-justice.com/
facebook https://www.facebook.com/tax.justice.jp

Vol.3 2016.1

「世界に冠たる長寿国」などと言われても……

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表　退職者連合事務局長　菅井義夫

社会保障制度が揺らいでいる。政府・与党は、平成25年8月、安倍総理に提出された「社会保障制度改革国民会議」の報告書にもとづき、その最大の要因は少子・高齢化による財源不足だとして、「税・社会保障の一体改革」なる施策を進めている。しかし、社会保障の財源不足は少子・高齢化によるものだけではない。その背景にはもうひとつ、どうしても見逃してはならないことがある。それは、ここ十数年来行われ続けている雇用・労働法制の緩和・改悪によって、不安定雇用労働者・低賃金労働者が激増していることであり、非正規などと呼ばれるそれら多くの労働者が、被用者保険加入への道を事実上閉ざされていることである。むしろそのことこそが少子・高齢化に拍車をかけ、国や地方の税・社会保険料収入を圧迫している最大の要因だといっても過言ではない。

人口の高齢化が進めば、年金・医療・介護などの費用がかさむのは当然である。それを見越して制度を維持・継続させていくには、何よりもまず労働者の雇用の安定を図ることによって、税・社会保険料収入を安定的に確保すべきである。しかし政府・与党は、そのための施策はなおざりにし、「日本を企業が世界で一番活動しやすい国にする」として法人税の実効税率を連続的に引き下げ、産業・企業にとってさらに使い勝手の良い雇用・労働法制に改悪・変質させることで事業主負担分を軽減させ、一方で年金・医療・介護・生活保護などの各種社会保障給付を引き下げ、被保険者への負担を増やすことで収支のバランスを図ることに腐心している。

このままでは少子化だ、人手不足だと言われながら、安定した仕事に就くことができない若者はまだまだ増え続けるだろう。雇用が安定しない、被用者保険にも入れてもらえない、消費税や社会保険料は上がってもそれに見合うだけの賃金は上がらない、だから先の見通しが立たない―。そんなこんなで結婚したくても出来ない若者、子供を産みたくても産めないご夫婦、終の棲家さえ確保できない低所得高齢者がいま激増している。

誇張ではない。昨年の全国の生活保護受給者は月平均で160万世帯217万人を超え、1996年以降、毎年最多記録を更新し続けている。このこと一つを見ても経済最優先の施策が雇用・労働環境を劣化させ、貧困層を拡大・定着させていることは明らかである。その結果行き着く先は、経済的な理由で社会に参加できない人、排除される層が構造的に再生産される社会ということになるのだろうか。「世界に冠たる長寿国」などと報じられても、多くの庶民にとっては親の長寿も自分の長寿も素直に喜べない、そんな悲しい国、変な国になりつつあるようだ。日本をそんな国にしてしまってはならない。誰もが生き生きと安心して暮らせる社会にするために、長寿を素直に喜ぶことのできる社会であるために、「社会保障は富の再分配」という基本に立った、公正・公平な負担のあり方が求められている。

タックス・ジャスティスの核心

―タックスヘイブンに迫る

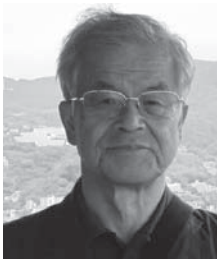

合田 寛

神戸大学大学院博士課程修了。
公益財団法人政治経済研究所理事。
金融・労働研究ネットワーク運営委員。
近著に「格差社会と大増税」「タックスヘイブンに迫る」他。

富裕者や巨大企業が負担すべき税を逃れる方法は二つある。その一つは生み出された所得や富を低税率国やタックスヘイブンに移転すること、もう一つは事業を行う国で、税率引き下げなど税の優遇措置を引き出すことである。前者は経済のグローバル化と企業の多国籍化にともなって可能となり、後者は巨大資本が政治権力と結びつき、影響力を行使することによって容易になった。現代の国際課税システムは富裕者や巨大資本によるこれらの挑戦に立ち向かうことができないでいる。

前者の問題は「税源浸食と利益移転（BEPS）」として、後者の問題は「底辺への税の競争」につながる問題として、ともに国際社会が直面している重要な課題である。両課題は密接に関連しており、ともに解決されない限り、破たんした国際課税システムを根本的に改革することはできない。

2013年のサミット（主要国首脳会議）は「経済活動が行われ、価値が創造されたところで課税すべき」ことを呼びかけたが、これは解決を要する二つの問題のうち、主として前者の問題に焦点を当てタックスヘイブンに迫ろうとするものであった。

秘密の世界のネットワーク

タックスヘイブンは日本語では「租税回避地」と訳されるように、税がまったくかからないか、極端に低い税率を持つ国または地域のことである。しかしタックスヘイブンを見分ける基準は税だけではない。金融機関や企業に対する規制が緩く、正体不明のペーパーカンパニーや、所有者不明の銀行口座やトラストなどを自由に開設できることも特徴としてあげられる。

よく例に挙げられるのはケイマン島など南洋の島々である。しかしそれらの島々に見いだされるのは、せいぜい郵便受けの並ぶ人気のないビルである。それらの郵便受けの持ち主をたどるとロンドンやニューヨークの金融センターにたどり着く。メガバンクや巨大企業が自らの分身として、シャドーバンクや不透明な事業体を設置して税やその他の規制を逃れる。タックスヘイブンの本拠は、実はシティやウォールストリートにあるのだ。

とはいえ多国籍企業やメガバンクも監督当局の目をそらし、規制を逃れるために、そうした純粋のタックスヘイブンとの直接のつながりを持つことを避ける。そこで一定の金融市場や近代的政治制度を備えた国が、実質的なタックスヘイブンとして登場する。多くの多国籍企業にタックスヘイブン並みの低税率を保証しているルクセンブルグ、タックスヘイブンへのトンネルの役割を果たしているオランダ、アイルランドなどがその格好の事例である。またスイス、シンガポール、香港なども秘密口座の提供など独自の役割を果たしている。タックスヘイブンはこのように世界に張り巡らされた秘密の世界のネットワークとして存在している。

タックスヘイブンの主たる特徴はその秘密性や不透明さにあることから、その秘密性を示す指標を基準として測定すれば、各国の「タックスヘイブン度」を知ることができる。それがタックス・ジャスティス・ネットワークによる「金融秘密度指標（FSI）」のランキングである。先般発表された直近の指標では、日本は第12位で、アメリカ、イギリス、ドイツに次ぎ、先進国の中でもタックスヘイブン度の高い国である。

多国籍企業とタックスヘイブン

タックスヘイブンの受益者は富裕者と多国籍企業、それに犯罪者である。富裕者は税を逃れるためにタックスヘイブンにその財産を隠す。犯罪者は不法に得た利益をオモテに出すためのマネーロンダリングの場として利用する。しかしタックスヘイブンの最大の受益者は多国籍企業である。

多国籍企業の事業活動は多くの国にまたがり、グローバルな利益の最大化と納税額の最小化を目的として子会社網を張り巡らせており、実際に事業活動を行った国の子会社から、タックスヘイブン子会社に利益のシフトをはかっている。

そのために最もよく使われる方法が移転価格である。多国籍企業グループ内の子会社間取引は内部取引なので、任意の価格を設定することができる。タックスヘイブン子会社に割安価格で販売し、別の子会社に割高価格で販売すれば、タックスヘイブン子会社に利益を集中することができる。

あるいは特許権などの知的財産権をあらかじめタックスヘイブン子会社に譲渡しておけば、特許使用料の形で利益をタックスヘイブンにシフトすることができる。その他、グループ内の子会社間でローン契約を結び、金利支払いの形で利益を移すこともよく行われる方法である。

OECD（経済協力開発機構）はサミットの要請を受け、このような多国籍企業による利益の移転を「税源浸食と利益移転（BEPS）」と名付け、緊急に是正すべき優先課題に位置付けた。先進国グループであるOECDがBEPS対策に乗り出した背景には、BEPSによってもっとも大きい税収の損失を受けているのは、ほかならぬ先進国だという事情がある。

IMF（国際通貨基金）の試算によると、BEPSによる先進国の税収の長期的損失は5092億ドル（約61兆円）に達し、世界の税収損失の7割を占める。またOECDによれば、BEPSによる世界の法人税収の損失は年間1000億ドル（12兆円）～2400億ドル（29兆円）に達し、これは世界の法人税収の4～10%を占めるという。

1%の利益のために99%が犠牲

タックスヘイブンの恩恵を受けているのは、一握りの多国籍企業と一部の富裕者だけであり、他方その害悪は残りの99%の人々を苦しめる原因となっている。

第一に、不公平と不平等を促進する原因となっていることである。多国籍企業はタックスヘイブンを利用することによって巨額の税を逃れることができる一方、自由に国境を越えることができない国内産業や中小企業は、競争上不利となり、ますますその事業は困難に追いこまれている。

また格差の拡大と貧困化が進行する中で、有り余る富をタックスヘイブンに隠すことができる富裕者をますます富ませ、格差をいっそう拡大している。

第二に、大きな税負担能力のある巨大企業や富裕者が応分の負担を逃れる結果、各国の税収は高まる財政需要に十分応えることができなくなっている。先進国間の税率引き下げ競争は、ますます各国の財政基盤を掘り崩す結果を招いている。各国は財政の立て直しのために緊縮政策を採用し、社会保障や教育など必要な公共サービスを削るとともに、間接税中心の増税によって、勤労者への負担をますます強めている。

第三に、特に貧困な途上国は深刻な影響を受けている。多国籍企業は天然資源や低コストの労働力を求めて、生産の拠点を途上国に求めている。しかし進出した巨大企業は、移転価格、特許権使用料、支払利子、経営報酬などさまざまな手法を使って、途上国で生み出した富の多くを不法に流出させている。

途上国がもっとも頼りにする法人税収が失われる結果、医療や教育など必要な社会サービスに対する需要を満たすことができず、貧困からの脱出をますます困難にしている。

改革への大きな一歩

2013年、サミットの要請を受けて開始された国際的な取り組みは、多国籍企業の税逃れを封じ、新しいグローバルな税のルールを確立するための、大きな一歩を踏み出すものであった。

これまでに得られた成果として大きく二つをあげることができる。第一の成果は、多国籍企業に対し、国ごとの事業内容の報告を求める「国別報告書」の提出が義務付けられたことである。「国別報告書」には、多国籍企業の子会社がある国ごとに、税引き前利益、法人税納税額、利益剰余金、従業員数、資産額、事業内容などを記載しなければならない。「国別報告書」が正確に記載されれば、利益の移転や税逃れを明るみに出すことができる。

第二の成果は、各国間の情報の自動交換制度の確立である。これは匿名預金やペーパーカンパニーを利用した税逃れを防ぐために、各国政府が自国の金融機関にある非居住者の預金口座（ファンドやトラストなどを含む）に関して、その真の所有者や利子・配当の支払い状況などに関する情報を、本国の税務当局に定期的に提供するものである。

しかしOECDによる改革は、BEPSの中心問題から目をそらしている。サミットの要請である「経済活動が行われ、価値が創造されたところで課税する」ためには、多数国にまたがる多国籍企業グループを単一企業として扱い、経済活動に応じた税の配分を実現しなければならない。しかしOECDによる改革案は多国籍企業の子会社を、いまなお独立した企業として扱っている。そのため、移転価格の利用などによる利益移転の余地を残している。

とはいえわれわれは合意された改革の成果を受け、後退や抜け道を許さず、政府に対してこれらの成果の法制化を迫り、「国別報告書」の開示を求めるなど、改革を確実なものにしなければならない。同時に国際課税システム改革の残された課題である「底辺への競争」をやめさせるために、公正な税のための国際協力を強めなければならない。

書籍紹介

公正な税制や社会保障制度とは何かを考えるための
ヒントとなる書籍を紹介します。

神野直彦「財政のしくみがわかる本」

財政とは、社会を構成している人々がすべて排除されない「共同の財布」である。ではその共同の財布を使ってどんな社会をつくるのか。アメリカのように「所得が少なければ税も少なくていい。そのかわり自己責任で生きていってください」という社会なのか。それともスウェーデンのように「貧しい人も税を負担してください。そのかわりおたがいに助け合って生きていきましょう」という社会なのか。著者が強調するのは「日本の社会のめざす方向を決め、税金のあり方を決めるのは、私たち国民である」ということだ。福祉や医療や教育に聖域なく斬りこみ、「自己責任論」で国民を分断する政府は、民主主義の原則から大きく逸脱している。何を財政でやり、何を市場にまかせるのか、決めるのは私たちなのだ。本書は、予算と税のしくみ、税の使いみち、国と自治体の関係、財政の課題と未来像について易しく解説している。市民連絡会の基本テキストとして必読の書。

(書評：内田)

［岩波ジュニア新書］
780円+税

井手英策「日本財政　転換の指針」

生活保護を典型とする「所得の少ない人や生存が困難な人びとを発見し、そこにしぼって救済を行おうとする原理」をターゲッティズムとして著者は否定する。その対極にある「行政サービスは可能な限り広い領域で所得制限や年齢制限を設けることなく、人間の必要に応じて確実に提供される」とするユニバーサリズムを財政の原理とする。そんなことは可能なのか。キーワードは「租税抵抗」である。受益感の乏しいターゲッティズムでは社会的連帯は希薄で、増税に対する抵抗感が強い。北欧などユニバーサリズムに近い国ほど財政は健全であると説く。尊厳の公平こそ財政再建の道であるというのは一見唐突かも知れないが、熟読すればその説得力に納得であろう。

(書評：柴田)

［岩波新書］
800円+税

合田寛「タックスヘイブンに迫る―税逃れと闇のビジネス」

タックスヘイブンと呼ばれる国や地域は、極端な税制優遇措置を設けることによって外国の富を呼び込むことに成功し、秘密保護法を制定することによってその富を隠している。実際、ここに隠されている富は日本のGDPの4～6倍、世界のGDPの3分の1にも相当し、その分、各国は税収を奪われている。そのツケは各国の居住者が他の税金で払っているに違いなく、ここに富と所得の不平等が生まれている。この問題について合田氏が調査した内容をデータとともにわかりやすくまとめたのが本書である。合田氏は「連携して世論の流れを生み出し、各国議会や政府を動かしていこう」と呼びかけている。本書は、日本におけるこの運動の先駆けとなるであろう。

(書評：近藤)

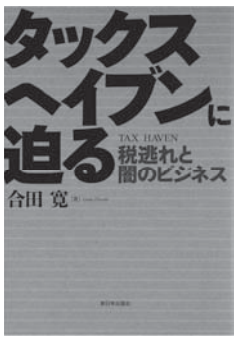

［新日本出版社］
1700円+税

編集部より

紹介した書籍の感想文を編集部までお寄せください。いただいた感想文は当会報に掲載する予定です。

投稿方法については8ページをご覧ください ▶

Q 税金のしくみはどのように決まるの？

私たちが納める税金のしくみ（税制）はいつどのように決まっているのでしょうか？もっと税金に関心を持ちたいと思うけど、何から始めればいいの？

A 毎年秋から年末にかけて、税制改正に関する報道が増えます。消費税の軽減税率や法人税の実効税率引き下げばかりがクローズアップされていますが、そもそも私たちが納める税金のしくみ（税制）は、いつどのように決まっているのでしょうか。

憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」と定めています。つまり、国や地方公共団体は、法律や条例の定めに基づいてのみ税金を課すことができます。これを**「租税法律主義」**（地方税については「租税条例主義」）といいます。他のすべての法律と同様に、税金に関する法律についても、私たちが選挙で選んだ国会議員や地方議員が議会で決めているのです。

具体的には、内閣総理大臣の諮問機関である「税制調査会」において租税に関する基本的な事項を調査審議し、内閣総理大臣に答申します。次に、財務省主税局で**「税制改正大綱」**を取りまとめ、内閣が税制改正要綱を閣議決定します。そして、来年度予算と共に税制改正関連法案が衆議院・参議院において審議され、法案の成立、施行という流れになります。

実は、税制調査会には**「政府税調」**と**「自民（与党）税調」**の2つの税調があります。政府税調では学識経験者などが中長期の税制について審議するのに対し、自民（与党）税調では実質的に毎年の税制改正を審議し、毎年12月中旬に税制改正大綱を決定しています。このような税制の決まり方に対しては、不透明であるとの批判もあります。「国民のためのあるべき税制」という視点ではなく、「政局や選挙をにらんだ政治家の都合」で税制を議論しているのでは、公正な税制は望めません。

さて後半は、もっと税金に関心を持ちたいという方のために、2つの提言をします。

第1の提言は、**「税務署に行ってみよう」**です。税務署には、税金に関するわかりやすいパンフレットが置いてありますので、ぜひ手に取って読んでみてください。財務省や国税庁のホームページにも、税制に関する情報があります。ただし、国がつくるパンフレットは「財政が厳しい、少子高齢化が進んでいる、だから消費税を増税して社会保障の財源に」という論法になっていますので、そこは鵜呑みにせずに「果たして本当にそうだろうか？」と自分の頭で考えることが大切です。

第2の提言は、**「確定申告をしてみよう」**です。「そんなことを言われても、会社が源泉徴収と年末調整をしてくれるから、確定申告する必要はないよ」と思われるかもしれません。その通りです。現在の所得税法では、会社に年末調整をする「義務」がありますので、給与所得者は自分で税金を計算して申告・納税する権利を奪われています。それが税金に無関心になる大きな要因となっています。

しかし、給与所得以外に一定の所得がある場合や、医療費控除や寄附金控除などの適用を受けたい場合などには、確定申告をする必要があります。「生命保険料控除証明書」などが年末調整の書類提出期限に間に合わなかったときにも、確定申告をすれば税金が還付される場合があります。自分で申告書を書いてみると、所得税のしくみもよくわかり、税金への関心も高まります。

まずは自分や家族にとって身近な税金に関心を持つことが、納税者として主体的に税制を考える第一歩となるのです。

税理士　内田麻由子

会員のひろば

＼＼会員の皆様といっしょにつくるページ／／

「公正な税制を求める市民連絡会」は、「個人会員」

個人会員

会員のみなさまから寄せられた投稿をご紹介します。

法人税にも累進課税を

法人税率の引き下げが議論されているが、企業の社会保険料負担などを含めた実効税率では、日本の企業はEU諸国などと比較しても決して高くない。しかも日本の大企業には、巨額の内部留保を溜め込んでいるにもかかわらず、さまざまな税の特例・特典を利用して、税金をほとんど支払っていない企業も少なくない。このような現実を考えると、大企業に有利な税の特例・特典を全面的に見直すとともに、法人税についても、所得税と同じように、累進税率を導入してもよいのではないかと思う。税負担の応能原則は、当然、個人だけでなく、企業についても当てはまるであろうと思う。もちろん、資本の移動が容易な今日、日本一国のみでは難しい面もあるが、大企業や富裕層の国際的な税逃れを許さない国際的な協力、タックスヘイブン規制などとともに、考えてみる必要があると思う。

紅林進・65歳・フリーライター

分かち合う哲学

いま相対的貧困率は16%を超え、約60%の人々が「生活が苦しい」と感じています（2013年の厚生労働省「国民生活基礎調査」）。「公正な税制」は貧困と称される人々にとってまさに切実なものとなっています。ところで、なぜ「公正」でなくてはならないのでしょう。憲法25条の生存権や13条の個人の尊厳によって、国家はその実現に努める義務があることは当然としても、私は国家の存在以前の問題として考えてみたいのです。つまり、この地球上の空気、水、大地、森、山、海、そして生きとし生けるもの、各種資源などは、そもそもいったい誰かの「もの」なのかという問題提起です。私は、誰の「もの」でもない、ただ、現代社会のルールとして「所有財産」というものが便宜的に規定されているだけだと考えます。とすれば、行き過ぎた「所有」には本来は「うしろめたさ」を伴うべきですし、当然是正されねばなりません。小手先の技術論に終始することなく、所有するということの意味、分かち合うことの意味を哲学してみることは、とても大事なのではないかと考えています。

木村隆文・52歳・派遣社員

第4回学習会に参加して

はじめて参加しました「公正な税制を求める市民連絡会」の学習会。講師は、埼玉大学の高端正幸先生。タイトルは「反貧困の財政学―『救済』から『連帯』へ」。先生自ら言うように、やみくもな歳出削減を唱える学者が多い中で、「普遍主義」を主張する財政学者は少数派。それでも最近は井手英策先生をはじめ、マスコミにもでてくるようになったことは、喜ばしいことです。北欧のように「共通のリスクを共同負担で備える」ために、低所得層から中間層まで広く社会保障の給付を広げながら税負担も求めていく。つまり、社会的連帯を求める政策です。

話を聞きながら考えましたが、普遍主義の考えに共感しつつも、日本で適用するにはふたつの課題があるように思います。一つは、雇用環境の悪化で中間層も細っているなかで、普遍主義に向かうには、正規雇用を増やすなど雇用環境の立て直しや累進課税の徹底がまず課題ではないか(そういう意味では、普遍主義で強調される比例的課税を徹底するのはかえって中間層も含め負担に耐えられないことにもなりかねず、無理がある)。

二つ目は、財政危機の克服もあわせて課題であり、それをどのように進めるかです。二つ目については、先生に質問させていただきました。先生の答えは「増税したことで、社会保障が充実するなど、世の中が変わったという実感を国民が持てるか」、その上で財政再建も進めないといけないが、どのくらいのテンポでどこまでのリスクを引き受けるか、その社会的合意ができるかが課題であるということでした。

先生も強調されていたのは「財政危機と社会の危機の同時解決」。この点がなかなか理解されないのは残念ですが、避けられない重要な課題です。そのことを再確認することができました。

名嘉圭太

編集部より

会員のひろばへ投稿をお寄せください。「税制や社会保障制度について思うこと」「こんな税制・制度があったらいいな」「税金のここが知りたい」「連絡会の活動に期待すること」など、税や社会保障に関する内容で自由にお書きください。いただいた投稿は当会報に掲載する予定です。

投稿方法については8ページをご覧ください ▶

と「団体会員」によって成り立っています。

会員専用メーリングリスト（ML）にご登録ください!

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。

※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までお問合せください。

団体会員

公正な税制を求める市民連絡会は、さまざまな団体と連携し、市民一人ひとりの基本的人権が守られる社会の実現に向けて、共に取り組んでいきます。ここでは団体会員の活動をご紹介します。

反貧困ネットワーク

人間らしい生活と労働の保障を実現し、貧困問題を社会的・政治的に解決しようと2007年に発足したネットワークです。非正規労働者や、路上生活者、シングルマザー、多重債務者、障害者、若者・子どもの貧困をなどに取り組む人々が参加しています。反貧困世直し集会や、貧困ジャーナリズム大賞授賞式などを毎年開催しつつ、各地の反貧困問題に取り組む人々とつながっています。現在、貧困問題は多様化していますが、まったく解決していない貧困問題を解決するために活動しています。

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

事務局　〒113-0023東京都文京区向丘1-7-8コミュニティ・スペース「ほのぼの」内
TEL/FAX　03-3812-3724　世話人代表 宇都宮健児
ホームページ　http://www.antipoverty-network.org/n.net/

合同会社フェアリンク

東京都における認証評価機関として、福祉サービス第三者評価を主な事業としています。評価結果は一元的に公表され、都民のサービスの選択に活用されるとともに、自己評価から始まる一連のプロセスにおいて、事業所に対し、サービスの向上や改善に向けての気づきを生み、もって利用者本位の福祉の実現に取り組んでいます。弊社では、第三者評価を基本的に利用者の権利擁護の仕組みと位置づけ、利用者の声の代弁に力を入れています。現在、貧困が社会問題化する中で、声高に自己責任が叫ばれています。自己責任は福祉の対立概念に他なりません。弊社は福祉の業界から公平かつ公正な社会のありかたを探求し、福祉の前提である平和の大切さを訴え続けてまいります。

所在地　〒156-0044東京都世田谷区赤堤1-10-23三井ハイム102号室
TEL 03-6379-1449　FAX 03-6379-1459
ホームページ http://fair-link.jp/

事務局より

社会保障の充実のため活動されている団体の皆様へ

社会保障の充実は市民の権利ですが、その実現のためには財源を提言していくことが有効です。公正な税制を求める市民連絡会では多くの税や金融の専門家らと連携して、シンポジウム、集会の案内、税制度の講師派遣をしています。共催、後援などにより、ともに活動の発展、充実にお役に立てると考えています。ぜひ入会をご検討ください。

入会についてのお問い合せは8ページをご覧ください。▶

活動報告

11/12 主婦会館にて、第4回学習会「反貧困の財政学―救済から連帯へ」（講師:埼玉大学大学院准教授 高端正幸氏）を開催しました。

12/11 連合会館にて、東京集会「誰もが安心して暮らせる社会保障を実現しよう!～公正な税制と所得再配分を考える」を開催しました。参加者約80名。鹿児島大学法科大学院教授　伊藤周平氏による基調講演、市民連絡会からの提言発表などがありました。

開催予告

第5回学習会

財政と医療

「医療崩壊」を食い止め、医療・社会保障の拡充を目指して

講師　**中 重治** 氏（全国保険医団体連合会 事務局長）

日時　**2016年1月20日（水）18:30～21:00（受付開始18:00）**

会場　**主婦会館プラザエフ（JR四ツ谷駅　麹町口1分）**
※地図http://plaza-f.or.jp/index2/access/

資料代　**500円**　　事前申込み不要

2016年度　年会費お振込みのお願い

会員のみなさまへ――

日ごろは市民連絡会の活動にご協力を賜りありがとうございます。2016年度の年会費お振込みについてご案内させていただきます。4月からの新年度も会員をご継続くださいますようお願い申し上げます。私たち市民のための公正な税制や社会保障制度について、共に学び、議論し、活動の輪を広げて参りましょう。新年度もみなさまのお力添えをいただけましたら幸いです。

会費
- ❶ **団体会員／1口1万円**
- ❷ **個人会員／1口2000円**
- ❸ **学生／1口500円**

会計年度　**2016年4月1日から2017年3月31日まで**

お振込先口座

❶ **ゆうちょ銀行からお振込みの場合**
銀行名：ゆうちょ銀行
記号・番号：10160−446381
口座名義：公正な税制を求める市民連絡会

❷ **他行からお振込みの場合**
銀行名：ゆうちょ銀行
支店名：ゼロイチハチ（018）支店
口座種別：普通
口座番号：0044638
口座名義：公正な税制を求める市民連絡会

●**お支払期日：2016年3月25日（金）までにお振込みください（会報4月号の発送準備のため）。**

個人会員・団体会員を募集中です！

税制や社会保障に関連する団体や、それらに関心のある個人の方など、幅広い皆様のご加入をお待ちしています。
入会された方には年4回、会報を送付します。
また会員専用ML（メーリングリスト）にもご参加いただけます。 7ページ右上参照 ▶

会費　**団体1口／1万円　個人1口／2千円　学生1口／500円**

入会に関する問い合わせ先
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階
埼玉総合法律事務所　弁護士　猪股 正
TEL 048-862-0355　FAX 048-866-0425
inomata.tadashi@saitamasogo.jp（事務局長・猪股正）または
mizutani@mizutani-web.com（事務局次長・水谷英二）

広報ツールをご利用ください

広報ツール（会報+入会案内）を使って、周りの人たちに当連絡会の活動をご紹介ください。税制に関心を持つ人を増やしていきましょう。広報ツールは無料です。ご希望の方は、お名前・ご住所・電話番号・必要部数を明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までEメールでお申込みください。

所属団体や勉強会などで会報（最新号）の配布をお願いします

会報の配布をご希望の方は、お名前・ご住所・電話番号・必要部数（10部単位）を明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までEメールでお申込みください。恐縮ですが、1部150円と送料をご負担いただきます。

投稿募集中です！

4ページで紹介した書籍の感想文や、6ページ「会員のひろば」への投稿を募集しています。

本文はどちらも300字程度。感想文には書籍名を、「会員のひろば」への投稿にはタイトルをお書きください。
投稿方法：①氏名 ②職業 ③年齢（任意） ④Eメールアドレス ⑤電話番号 を明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までEメールでお送りください。

編集後記

■12月11日の集会にて市民連絡会の提言が発表された。基本理念に「税と社会保障により人々の尊厳ある生を保障する」「行き過ぎた保険主義の是正」「普遍主義の追求」「ジェンダーの視点」「様々な分野における社会保障充実の実践」「税の透明化と民主的コントロールの確保」を掲げる。租税の3原則は「公平・中立・簡素」といわれているが、私が市民連絡会の提言にキャッチフレーズをつけるとすれば「公正・人権・連帯」である。子や孫の世代に平和と安心の社会を遺すために、今年も更なる連帯の輪を拡げていきたい。（内田）

■わがタックス・ジャスティス号は首尾よく世界の運動につながりました。タックス・ジャスティス・ネットワーク（TJN）代表のジョン・クリステンセンさんに出した私の手紙に対し、市民連絡会の発足を歓迎し、今後の実りある協力を期待するとの熱烈な連帯の返事が届いたのです。12月にはTJNの共同代表であるアメリカのメータさんが来日し、さっそく交流が始まりました。（合田）

DESIGNED BY MIXFIX